

静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第39号

静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県手数料徴収条例施行規則（平成12年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(納付の時期及び方法の特例)			(納付の時期及び方法の特例)		
第2条 条例第4条ただし書の規定により、次の表の中欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の右欄に掲げる納付の時期に納付するものとする。			第2条 条例第4条ただし書の規定により、次の表の中欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の右欄に掲げる納付の時期に納付するものとする。		
条例別表の項	手数料の名称	納付の時期	条例別表の項	手数料の名称	納付の時期
(略)			(略)		
95の項	(略)		95の項	(略)	
98の項	<u>一般旅券査証欄 増補手数料</u>	<u>申請に係る 一般旅券を 受領する際</u>			
434の2の項	(略)		434の2の項	(略)	
(略)			(略)		
2 (略)			2 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年3月27日から施行する。